

「社会保障と税の一体改革による  
消費税増税は行わないこと」を国に求めることについて

要 旨

社会保障の給付削減と消費税増税が明記された「社会保障と税の一体改革案」を実施すれば、景気悪化は避けられず、中小業者・国民の営業と生活が破壊されることは明白である。必要な財源は消費税増税ではなく、大企業・大資産家優遇税制の廃止・縮減によって賄うことを求める。

理 由

政府は東日本大震災の復興財源を賄うための臨時増税案を決定しました。

この案は、庶民へ増税の一方で法人税は実質 2%減税という、財界と大企業に都合のよい復興財源案といえます。

すでに子ども手当の廃止、扶養控除の縮減、社会保障の給付削減と増税の連続で、「食えば払えず、払えば食えず」の状況が広がっています。にもかかわらず、さらなる社会保障の給付削減と消費税増税を明記した「社会保障と税の一体改革案」にもとづき、際限のない消費税増税を国民に押しつける大増税も計画されています。

実施されると景気悪化は避けられず、国難から必死に立ち上がろうとする被災者には重税を強いることになり、中小業者・国民の営業と生活は破壊されることは明白です。

欧米では富裕者に対する増税の流れが広がっています。政府は、国民の「分かち合い」を強調しています。「分かち合い」と言うのであれば、担税力のある大企業や大金持ちにこそ、応分の負担を求めるべきです。

法人の実効税率 5%引き下げをやめれば、10年間で12兆円の財源が確保できることは財務省の試算からも明らかです。復興財源を庶民の増税に求めるべきではありません。

以上の趣旨をご理解いただき、下記事項につき国に対して意見書を提出して下さるようお願い申し上げます。

陳情項目

1. 社会保障と税の一体改革による消費税の増税は行わず、必要な財源は大企業・大資産家優遇税制の廃止・縮減によって賄うこと。

平成23年10月17日

陳 情 者 秋田市南通亀の町13-11  
秋田県商工団体連合会  
会長 小 玉 正 憲

大仙市議会議長 鎌 田 正 様